

証券コード 3133
2026年6月11日

株 主 各 位

名古屋市 中村区 名駅四丁目15番15号
名古屋総合市場ビル
株式会社 海帆
代表取締役社長 守田 直貴

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://kaihan.co.jp/ir.html>

（上記ウェブサイトへアクセス頂き、「IR MENU」より「IRニュース」、「2026年」、「IR資料」を順に選択頂き、ご確認ください。）



株主総会資料掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3133/teiiji/>



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセス頂き、「銘柄名（会社名）」に「海帆」又は「コード」に当社証券コード「3133」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分まで（議決権行使書用紙による場合には、この行使期限までに到着するようご返送ください。）に議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始は、午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 名古屋市中村区名駅四丁目4番38号
ウイंकあいち（愛知県産業労働センター）
大会議室902
（末尾の会場のご案内をご参照ください。）
3. 目 的 事 項
報 告 事 項
 1. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第23期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
 - 第3号議案 会計監査人選任の件

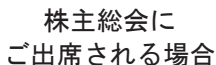
以 上

- ~~~~~
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している内容は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した対象の一部です。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - 株主総会でのお土産はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。また、総会会場では、感染予防の対策をさせて頂く場合もありますので、何卒ご理解頂きますようお願い申し上げます。



株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいませよう願ひ申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



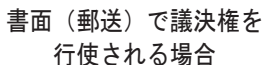
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

目 時

2026年 6 月26日 (金曜日)

午前10時

(受付開始:午前9時30分)

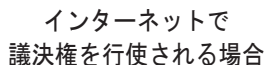


同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご表示のうえ、
切手を貼らずにご投函くださ
い。

行使期限

2026年 6 月 25 日 (木曜日)

午後5時30分到着分まで



次ページの案内に従って、議案の替否をご入力ください。

行使期限

2026年6月25日（木曜日）

午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

⇒こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に
 反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、
 反対する候補者の番号を
 ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

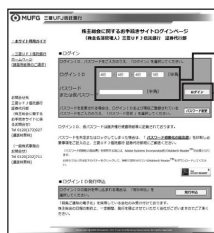


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

自 2025年4月1日
至 2026年3月31日

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調がみられたものの、国際情勢の不安定化に起因するエネルギー価格の高騰や原材料価格の上昇、為替相場の円安基調の長期化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループが属する外食業界におきましても、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の持ち直しや国内需要の回復がみられる一方、水道光熱費・原材料価格の上昇や人件費の増加等により、厳しい経営環境が継続しております。

このような環境のもと、当社グループは事業環境の変化への対応と新たな収益基盤の確立を目的として、再生可能エネルギー事業およびメディカル事業の拡大を進めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,152,892千円（前期比13.0%増）、営業損失1,438,401千円（前期は営業損失462,211千円）、経常損失1,591,004千円（前期は経常損失504,468千円）、親会社株主に帰属する当期純損失5,135,249千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失737,838千円）となりました。

なお、セグメント別の業績の概況は、以下のとおりであります。

（飲食事業）

当セグメントにおきましては、2021年5月14日開示の「フランチャイズ契約の締結に関するお知らせ」のとおり、株式会社ファZZとのフランチャイズ契約に基づき「新時代」業態への転換を進めてまいりました。

また、2022年7月15日開示の「株式会社SSSの株式取得（子会社化）に関するお知らせ」のとおり、関東圏を中心に居酒屋事業を展開する株式会社SSSを子会社化し、事業エリアの拡大に取り組んでまいりました。

業態転換を行った「新時代」は引き続き好調に推移しており、2026年3

月末現在における当社グループの「新時代」店舗数は20店舗となっております。また、その他業態を含めた店舗数は、当社が27店舗（内F C 8店舗）、株式会社SSSは15店舗（内F C 14店舗）となっております。

以上の結果、セグメント売上高は2,460,783千円（前年同期比1.4%増）、セグメント損失は14,217千円（前年同期はセグメント利益113,201千円）となりました。

（再生可能エネルギー事業）

当セグメントにおきましては、2022年10月21日に新たにKAIHAN ENERGY JAPAN合同会社（2023年1月31日付でKR ENERGY JAPAN合同会社へ商号変更。）を、2023年3月31日にはKRエナジー1号合同会社を設立し、再生可能エネルギー事業を開始いたしました。

太陽光発電事業につきましては、新たな発電設備の開発に着手するとともに一部設備で系統連系が完了し、2023年9月より売電を開始しております。また、2025年4月2日に公表したとおり、株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGSの株式を取得（子会社化）によりネパールにおける水力発電事業に着手いたしました。しかしながら、水力発電事業の停止（再検討）に伴い、減損損失を計上いたしました。

以上の結果、セグメント売上高は194,315千円（前期比128.2%増）、セグメント損失は186,203千円（前期はセグメント損失35,846千円）となりました。

（メディカル事業）

当セグメントにおきましては、2024年8月30日に株式会社BOBS及び株式会社ワイデン（2024年9月17日付で株式会社Kaihan Medicalへ商号変更）を簡易株式交換（一部金銭交付）により100%子会社いたしました。両社は、大阪府に本社を置く医療法人大美会（以下、「大美会」という。）のMS法人（メディカル・サービス法人）であり、大美会が運営する美容クリニックにおける集客・経営全般に関するコンサルティング業務を受託しております。具体的には、広告・SNS・予約管理・経営管理・事業計画立案および事業拡大に係るコンサルティング業務を受託しております。また、当該MS法人の取得により、当社が業務支援を行う医療法人社団修永会（以下、「修永会」という。）の業務支援にも活用してまいります。

なお、2024年12月25日付で、株式会社Kaihan Medicalを存続会社とし、株式会社BOBSを消滅会社とする吸収合併を実施しております。

以上の結果、セグメント売上高は497,617千円（前期比77.4%増）、セグメント損失は212,495千円（前期はセグメント利益107,342千円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は1,174,681千円であり、その主たるものは飲食事業における店舗資産の取得に要した金額が23,687千円、再生可能エネルギー事業で太陽光発電施設の取得のために要した金額が992,625千円、メディカル事業でクリニック設備の取得のために要した金額が152,768千円であります。

③ 資金調達の状況

2025年5月22日開催の当社取締役会での決議により発行いたしました新株式及び第8回新株予約権の行使により、2025年6月に999百万円、2025年9月に201百万円、2025年10月に100百万円の資金調達を行いました。

また、2026年2月20日開催の当社取締役会での決議により発行いたしました第2回無担保普通社債（少数者私募）の払い込みにより、2026年2月に500百万円、第3回無担保普通社債（少数者私募）の払い込みにより2026年3月に500百万円の資金調達を行いました。

さらに同取締役会での決議により、発行いたしました第9回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により、2026年3月に527百万円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2023年3月期)	第 21 期 (2024年3月期)	第 22 期 (2025年3月期)	第 23 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	2,087,481	2,442,771	2,791,353	3,152,892
経 常 損 失 (△) (千円)	△633,097	△568,623	△504,468	△1,591,004
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,135,276	△712,567	△737,838	△5,135,249
1株当たり当期純損失(△) (円)	△36.37	△15.52	△14.26	△91.23
総 資 産 (千円)	2,660,257	3,616,862	4,576,411	5,016,866
純 資 産 (千円)	290,652	890,654	1,482,494	493,857
1株当たり純資産 (円)	6.73	17.54	26.89	4.20

(注) 当社は、第20期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2023年3月期)	第 21 期 (2024年3月期)	第 22 期 (2025年3月期)	第 23 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高 (千円)	1,731,825	1,921,062	2,050,426	2,125,506
経 常 損 失 (△) (千円)	△584,769	△507,034	△951,819	△1,394,795
当 期 純 損 失 (△) (千円)	△1,051,985	△561,803	△971,053	△4,999,189
1株当たり当期純損失(△) (円)	△33.70	△12.23	△18.77	△88.82
総 資 産 (千円)	2,359,169	3,048,871	3,994,955	4,296,122
純 資 産 (千円)	374,023	1,124,790	1,483,415	614,192
1株当たり純資産 (円)	8.93	22.15	26.91	6.61

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 議決権比率	主な事業内容
株式会社ＳＳＳ	10,000千円	100.0%	飲食事業
KR ENERGY JAPAN合同会社	1,000千円	99.0%	再生可能エネルギー事業
K R エナジー 1 号合同会社	100千円	100.0%	再生可能エネルギー事業
株式会社Sea Sail United	4,500千円	66.7%	スポーツイベント事業
株式会社Kaihan Medical	20千円	100.0%	医療クリニックの経営支援
株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS	5,000千円	100.0%	再生可能エネルギー事業

※１ 当事業年度において、株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGSの株式を取得したことにより、当社の重要な子会社となりました。

※２ 株式会社Sea Sail Unitedは、2026年1月8日付で「株式会社大三萬年堂LAB」から商号を変更いたしました。

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

名称	特定完全子会社の住所	当事業年度末日における 特定完全子会社の株式の 帳簿価額
K R エナジー 1 号合同会社	東京都港区	1,597,508千円

(注) 当事業年度における当社の総資産額は、4,296,122千円であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、既存事業における収益基盤の改善と、新規事業への積極的な投資を図ることで新たな収益基盤を生み出し、財務基盤の強化と安定化に取り組んでまいります。

飲食事業に関しましては、2026年3月31日現在で42店舗を有しており、その大半が居酒屋業態であり、そのうち20店舗は居酒屋業態「新時代」であります。外部環境といたしましては、国内需要及びインバウンド需要に

回復の兆しが見られておりますが、国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰や、原材料価格の上昇、為替相場の円安基調の長期化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。また、人手不足の深刻化に伴う人件費の上昇も継続しており、収益環境は厳しい状況にあります。このような環境のもと、当社グループにおきましては、飲食事業の収益力向上を重要課題と認識し、以下の施策に取り組んでまいります。まず、既存店舗における集客力及び客単価の向上を図るため、商品開発や販促施策の強化等により、顧客満足度の向上に努めてまいります。次に、新規出店におきましては、投資効率を重視し、出店コストの抑制を図りつつ、立地選定の精度向上及びドミナント戦略の推進により、収益性の高い店舗網の構築を進めてまいります。また、事業拡大を支える人材の確保及び育成を重要な経営課題と位置付け、採用活動の強化に加え、研修制度やセミナーの活用等を通じて、店舗運営を担うマネージャー層の育成強化に取り組んでまいります。

再生可能エネルギー事業に関しましては、太陽光発電設備の開発、販売及び自社保有設備による発電・売電を中心に展開しており、安定的な収益基盤の構築を進めております。また、当社グループは、再生可能エネルギー事業を将来にわたる中核事業の一つと位置付けており、太陽光発電事業に加え、水力発電事業への取り組みを推進しております。水力発電事業は、発電量の安定性や相対的に低位で推移する運転コストといった特性を有しており、中長期的に安定した収益創出が期待できる事業分野であると認識しております。このような考えのもと、当社はネパールにおける水力発電事業（総計画発電容量281.4MW）に参画し、同国における電力需要の中長期的な拡大を背景とした再生可能エネルギーインフラの構築に取り組んでおります。今後におきましては、太陽光発電事業と水力発電事業を組み合わせた再生可能エネルギーポートフォリオの構築を推進し、収益の安定化及び事業規模の拡大を図ってまいります。

メディカル事業に関しましては、当社が運営支援する美容クリニックと連携し、多様化する顧客ニーズに対応したサービスの提供を行ってまいります。あわせて、運営支援先である医療法人の拡大を図るとともに、安定的な運営体制の構築に向け、人材の確保及び育成の強化に取り組んでまいります。また、定期的な市場調査を実施し、サービス品質の向上及び収益基盤の強化に努めてまいります。

当社は「幸せな食文化の創造」という社是のもと、企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信用され、支持される企業と

なるために、コーポレート・ガバナンス向上への積極的な取り組みが不可欠であると考えております。当社グループといたしましては、今後も意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実、監査等委員及び会計監査人による監査との連携強化等になお一層努めてまいります。加えて、全従業員に対しても、継続的なコンプライアンスの啓蒙・教育を実施し、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店舗の企画開発及び運営
再生可能エネルギー事業	再生可能エネルギー資源を利用した発電所の開発、発電及び売電及び施設の販売
メディカル事業	医療機関の開設・運営等に関するコンサルティング業務 広告、宣伝に関する企画、製作およびコンサルティング
その他	スポーツイベント事業 スポーツ競技及びスポーツに関する催し物の企画・運営及び管理

(6) 主要な事業所及び店舗 (2026年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
本社	愛知県名古屋市中村区
東京支店	東京都港区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
新横浜事務所	神奈川県横浜市港北区

② 子会社の主要な事業所

主 な 事 業 所 名	所 在 地
株式会社ＳＳＳ	東京都港区
KR ENERGY JAPAN合同会社	神奈川県横浜市港北区
K R エナジー 1 号合同会社	東京都港区
株式会社Sea Sail United	愛知県名古屋市中村区
株式会社Kaihan Medical	大阪府大阪市中央区
株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS	東京都港区

③ 店舗

業態名	店舗数	都道府県別
新時代	20店	神奈川県 3店 愛知県 8店 三重県 4店 岐阜県 4店 福岡県 1店
立喰い焼肉 治郎丸	2店	東京都 1店 神奈川県 1店
なつかし処昭和食堂	1店	鹿児島県 1店
えびすや	2店	宮崎県 1店 熊本県 1店
ベビーフェイスブラネッツ	1店	岐阜県 1店
炭火焼干物定食 しんぱち食堂	1店	東京都 1店
海鮮個室居酒屋 葵屋	1店	埼玉県 1店
その他	14店	宮城県 1店 東京都 4店 神奈川県 8店 海外 1店
合計	42店	

(7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減
飲食事業	58(122)	9名減(15名増)
再生可能エネルギー事業	1(－)	－(－)
メディカル事業	－(－)	－(－)
全社(共通)	24(－)	4名増(－)
合計	83(122)	5名減(15名増)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、() 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80名(113名)	3名減(11名増)	38.9歳	3年7ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、() 外数は臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

2. 臨時従業員には、パート及びアルバイトを含んでおります。

3. 平均年齢及び平均勤続年数に、パート及びアルバイトは含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高
ウリ信用組合	710,805千円
株式会社徳島大正銀行	88,025千円
株式会社あいち銀行	75,865千円
株式会社商工組合中央金庫	72,856千円
興産信用金庫	32,180千円
株式会社大垣共立銀行	32,020千円
株式会社日本政策金融公庫	30,740千円
株式会社北陸銀行	24,943千円
株式会社群馬銀行	6,306千円
株式会社きらぼし銀行	5,851千円

(注) 借入残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に伴い緩やかな回復基調がみられたものの、国際情勢の不安定化に起因するエネルギー価格の高騰や原材料価格の上昇、為替相場の円安基調の長期化等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。当社グループが属する外食産業におきましても、訪日外国人の増加によるインバウンド需要の持ち直しや国内需要の回復がみられる一方、水道光熱費・原材料価格の上昇や人件費の増加等により、厳しい経営環境が継続しております。

このような状況のもと、当社グループは、既存事業の収益改善に取り組むとともに、再生可能エネルギー事業及びメディカル事業の拡大を推進してまいりました。しかしながら、当連結会計年度において営業損失1,438,401千円、経常損失1,591,004千円及び親会社株主に帰属する当期純損失5,135,249千円を計上しております。現時点においては、外食需要の回復状況に加え、再生可能エネルギー事業及びメディカル事業の収益化の進捗状況等によって、当社グループの業績回復には一定期間を要するものと考えております。

このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該状況を解消又は改善するための対応策は、「連結注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」及び「個別注記表 1. 継続企業の前提に関する注記」に記載しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 203,075,600株
- ② 発行済株式の総数 58,355,783株
- ③ 株主数 30,434名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
吉川元宏	10,000千株	17.13%
楽天証券株式会社	1,332千株	2.28%
水嶋亨	400千株	0.68%
水口雅之	308千株	0.52%
高原克弥	233千株	0.39%
吉田徹也	222千株	0.38%
野村證券株式会社	191千株	0.32%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	184千株	0.31%
亀井信一郎	180千株	0.30%
山口烈慶	166千株	0.28%

(注) 1. 自己株式は所有しておりません。

2. 2025年5月14日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、山田亨氏が2025年5月14日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2026年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。当社の調査において山田亨氏に確認実施致しましたところ、各契約等において保有の確認がされているとの回答がありました。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者 山田亨
住所 大阪府大阪市港区
保有株式等の数 8,342,500株
株券等保有割合 15.94%

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況（2026年3月31日現在）

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

		第7回新株予約権
発行決議日		2024年5月30日
新株予約権の数		1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式100,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり98,700円 (1株当たり987円)
権利行使期間		2026年5月16日～2033年6月27日
行使の条件		(注)
役員の状況	監査等委員でない取締役（社外役員を除く）	新株予約権の数400個
		目的となる株式数40,000株
	監査等委員である取締役（社外役員を除く）	保有者数2名
		新株予約権の数100個
		目的となる株式数10,000株
		保有者数1名

(注) 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- c. 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
- d. 本新株予約権者の新株予約権の行使に係る権利行使価額の年間の合計額は、1,200万円を超えてはならない。ただし、この金額は、租税特別措置法第29条の2第1項第2号に定める金額が改正された場合には、当該改正を含む改正租税特別措置法の施行日に当該改正後の金額に変更される。

②当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株
予約権の状況

該当事項はありません。

③ライツプランの内容

該当事項はありません。

④その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	守 田 直 貴	株式会社リアライズ 代表取締役 当子会社 株式会社SSS 取締役 当子会社 株式会社Sea Sail United 取締役 当子会社 株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS 取締役 当社孫会社 NEPAL HYDRO POWER PLANT Pvt. Ltd 取締役
取 締 役	吉 川 元 宏	株式会社ベガス・エレクトラ 代表取締役 株式会社コスモアールエス 代表取締役 株式会社ベガス 代表取締役 株式会社Birdman 代表取締役 当子会社 株式会社SSS 取締役 当子会社 株式会社Sea Sail United 代表取締役
取 締 役	上 田 真 由 美	—
取 締 役 （常勤監査等委員）	手 塚 進	—
取 締 役 （監 査 等 委 員）	青 木 伸 文	青木会計事務所 代表 当子会社 株式会社Kaihan Medical 監査役 当子会社 株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGS 監査役
取 締 役 （監 査 等 委 員）	阪 井 光 平	阪井・野澤法律事務所

- (注) 1. 取締役上田真由美氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）青木伸文氏及び阪井光平氏は、社外取締役（監査等委員）であります。
3. 取締役（監査等委員）手塚進氏は、長年にわたり内部監査部門において業務監査及び内部統制評価に従事しており、財務・会計及びリスク管理に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員）青木伸文氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）阪井光平氏は、弁護士として企業法務およびコンプライアンスに関する専門知識と豊富な経験を有しております。
4. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高める事を目的として、常勤の監査等委員を選定しております。
5. 当社は、社外取締役（監査等委員）の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

このD&O保険契約の被保険者は、当社の全役員及び執行役員及び管理職従業員及び会計監査人であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

契約内容は以下のとおりであります。

- ・保険期間は2026年4月17日から2027年4月17日です。
- ・補償対象としている保険事故の概要は次のとおりです。

- (i) 会社の役員等としての業務につき行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員等が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としています。
- (ii) このほか、現に損害賠償請求がなされていなくても、損害賠償請求がなされるおそれがある状況が発生した場合に、被保険者である役員等がそれらに対応するために要する費用も補償対象としています。

④ 取締役及び取締役（監査等委員）の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員報酬等は、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

当社の役員報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年6月25日の第22期定時株主総会であり、決議の内容は取締役年間報酬総額の上限を300,000千円（当該定時株主総会終結時点の取締役員数は3名）、監査等委員の年間報酬総額の上限を30,000千円（当該定時株主総会終結時点の監査等委員は3名）とするものです。

また当該報酬枠と別枠で、2025年6月25日の第22期定時株主総会において取締役に対するストック・オプションによる報酬等として年額100,000千円以内の割り当てを可能としております。

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長 守田直貴であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、担当職務、各期の業績、貢献度等を総合的に勘案して決定する権限を有しております。監査等委員の報酬等は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して、監査等委

員の協議により決定しております。

なお、当社の役員が当事業年度に受けている報酬等は、固定報酬と非金銭報酬等です。

非金銭報酬等の内容は税制適格ストック・オプションであり、その詳細は「2. (2) ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況」に記載しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	85,800 (4,500)	85,800 (4,500)	— (—)	— (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	2,700 (1,200)	2,700 (1,200)			3 (2)
取締役監査等委員 (うち社外取締役)	16,200 (7,200)	16,200 (7,200)	— (—)	— (—)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	104,700 (12,900)	102,000 (11,700)	— (—)	— (—)	10 (4)

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）阪井光平氏は、阪井・野澤法律事務所の共同代表弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）青木伸文氏は、青木会計事務所の代表を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。また当社の子会社である株式会社Kaihan Medical及び株式会社NEPAL HYDRO POWER HOLDINGSの監査役を兼職しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 上田真由美	当事業年度に開催された取締役会27回のうち25回に出席いたしました。ファイナンス業務に通暁した経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 青木伸文	当事業年度に開催された取締役会27回のうち25回に出席いたしました。公認会計士としての経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員) 阪井光平	2025年6月25日以降開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。ファイナンス業務に通暁した経験と知見により、議案審議等において必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議を52回実施しました。

(4) 会計監査人の状況

① 退任した会計監査人（フロンティア監査法人）

（注）当社の会計監査人でありましたフロンティア監査法人は、2025年6月25日付で当社との監査契約を合意解除しました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,696千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,696千円

② 退任した一時会計監査人（アリア監査法人）

（注）当社の一時会計監査人でありましたアリア監査法人は、2025年6月25日付で就任し、2025年12月24日付で当社との監査契約を合意解除しました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（交通費等の実費は含まない）	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

③ 当事業年度末現在の一時会計監査人（プログレス監査法人）

（注）当社の一時会計監査人としてプログレス監査法人は、2025年12月24日付で就任いたしました。

報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（交通費等の実費は含まない）	33,880千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,880千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品

取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
- ロ. 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督する。
- ハ. 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行う。
- ニ. 取締役は、各監査等委員が監査等委員会で定めた監査方針・計画のもと、監査を受ける。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存する。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築する。
- ロ. リスク管理を円滑にするために、リスクマネジメント規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定める。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。
- ロ. 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ確かな経営情報把握に努める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、代表取締役社長をリスク・コンプライアンス管理の総括責任者として任命し、リスク・コンプライアンス委員会を設置させる。リスク・コンプライアンス委員会は、リスク・コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持する。
- ロ. 万が一、リスク・コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、リスク・コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役社長、取締役会、監査等委員会、顧問弁護士に報告される体制を構築する。
- ハ. 当社の取締役及び使用人がリスク・コンプライアンスの徹底を実践できるように「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
- ニ. 当社は、リスク・コンプライアンスの違反やその恐れがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（常勤監査等委員・内部監査担当・弁護士・社会保険労務士）に匿名で相談・申告できる「内部通報制度」を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していないが、監査等委員が必要と判断した場合、取締役会はそれに応じて、当該使用人を任命及び配置する。
- ロ. 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。

⑦ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員への報告に関する体制

イ. 監査等委員会は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について報告を受ける。

ロ. 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査等委員に報告する。

ハ. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに、監査等委員会に報告する。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施する。

ロ. 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求める。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社におきましては、上記の業務の適正を確保するための体制について、継続的に運用状況を確認しております。その結果判明した問題があった場合、取締役会にその内容を報告し、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの運用を構築することとなっております。

3ヶ月毎に開催されるリスク・コンプライアンス委員会におきましては、リスク・コンプライアンスやリスク管理に関する課題等について協議を行っております。

また、内部通報制度の積極的な運用を図るための体制の構築・整備も進めております。

監査等委員会は、監査計画を策定し、当該監査計画に基づき、取締役や担当役職者等に対してその担当業務におけるリスク、課題等についてのヒアリングを行っております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,621,919	流 動 負 債	2,906,043
現金及び預金	472,308	買 掛 金	170,925
売 掛 金	349,328	短 期 借 入 金	841,474
未成工事支出金	54,872	1年内返済予定の	
原材料及び貯蔵品	17,899	長 期 借 入 金	283,273
短期貸付金	427,000	リ ー ス 債 務	78,970
そ の 他	577,807	未 払 法 人 税 等	133,952
貸倒引当金	△277,297	未 払 金	1,023,612
固 定 資 産	3,394,946	事業整理損失引当金	4,848
有 形 固 定 資 産	2,264,136	株主優待引当金	67,902
建 物	293,734	プロジェクト損失	
機 械 及 び 装 置	1,355,795	引 当 金	155,500
建 設 仮 勘 定	566,043	そ の 他	145,585
そ の 他	48,562	固 定 負 債	1,616,964
無 形 固 定 資 産	311,031	社 債	737,500
の れ ん	232,064	長 期 借 入 金	816,390
そ の 他	78,967	リ ー ス 債 務	23,356
投資その他の資産	819,778	そ の 他	39,718
長 期 貸 付 金	42,419	負 債 合 計	4,523,008
敷金及び保証金	220,156	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	537,985	株 主 資 本	248,885
そ の 他	19,216	資 本 金	2,606,772
資 産 合 計	5,016,866	資 本 剰 余 金	5,363,125
		利 益 剰 余 金	△7,721,013
		その他の包括利益累計額	△3,639
		為替換算調整勘定	△3,639
		新 株 予 約 権	228,324
		非 支 配 株 主 持 分	20,286
		純 資 産 合 計	493,857
		負 債 純 資 産 合 計	5,016,866

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,152,892
売 上 原 価		899,651
売 上 総 利 益		2,253,241
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,691,642
営 業 損 失		1,438,401
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,021	
受 取 保 険 金	17,569	
受 取 補 償 金	4,920	
そ の 他	12,940	38,462
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	187,292	
そ の 他	3,772	191,064
経 常 損 失		1,591,004
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	7,190	
新 株 予 約 権 戻 入 益	32,684	39,874
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	91	
減 損 損 失	3,353,964	
プロジェクト損失引当金繰入額	155,500	
そ の 他	1,832	3,511,387
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		5,062,516
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	69,732	
法 人 税 等 調 整 額	9,296	79,029
当 期 純 損 失		5,141,545
非支配株主に帰属する当期純損失		6,295
親会社株主に帰属する当期純損失		5,135,249

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(2026年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,001,971	流 動 負 債	2,892,018
現金及び預金	90,594	買 掛 金	107,915
売 掛 金	64,466	短 期 借 入 金	619,700
原 材 料	6,882	関係会社短期借入金	580,469
貯 蔵 品	32	1年内返済予定の長期借入金	175,483
前 払 費 用	18,528	リ ー ス 債 務	74,079
短期貸付金	150,000	未 払 金	1,051,187
関係会社短期貸付金	87,000	未 払 法 人 税 等	50,661
未 収 入 金	584,919	前 受 金	23,547
立 替 金	258,746	預 り 金	49,393
そ の 他	214,759	事業整理損失引当金	4,848
貸倒引当金	△473,956	株 主 優 待 引 当 金	67,902
固 定 資 産	3,294,150	そ の 他	86,831
有 形 固 定 資 産	430,641	固 定 負 債	789,911
建 物	7,195	社 債	737,500
車 両 運 搬 具	4,512	長 期 借 入 金	14,252
工具、器具及び備品	1,513	リ ー ス 債 務	15,205
建 設 仮 勘 定	413,608	資 産 除 去 債 務	17,413
そ の 他	3,811	関係会社事業損失引当金	4,989
無 形 固 定 資 産	5,967	そ の 他	550
商 標 権	142	負 債 合 計	3,681,929
ソ フ ト ウ ェ ア	4,715	純 資 産 の 部	
そ の 他	1,109	株 主 資 本	385,867
投資その他の資産	2,857,541	資 本 金	2,606,772
関係会社株式	742,124	資 本 剰 余 金	5,363,125
関係会社出資金	1,597,508	資 本 準 備 金	5,074,941
関係会社長期貸付金	392,796	その他資本剰余金	288,183
敷金及び保証金	109,941	利 益 剰 余 金	△7,584,031
そ の 他	50,838	その他利益剰余金	△7,584,031
貸倒引当金	△35,666	繰越利益剰余金	△7,584,031
資 産 合 計	4,296,122	新 株 予 約 権	228,324
		純 資 産 合 計	614,192
		負 債 純 資 産 合 計	4,296,122

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,125,506
売 上 原 価		844,708
売 上 総 利 益		1,280,798
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,540,425
営 業 損 失		1,259,627
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8,016	
受 取 保 険 金	17,102	
受 取 賃 貸 料	600	
そ の 他	8,019	33,738
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	165,890	
そ の 他	3,015	168,906
経 常 損 失		1,394,795
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	32,684	32,684
特 別 損 失		
減 損 損 失	11,589	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	3,587,698	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	4,989	
そ の 他	1,923	3,606,201
税 引 前 当 期 純 損 失		4,968,313
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	30,876	30,876
当 期 純 損 失		4,999,189

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 27 日

株式会社海帆

取締役会 御中

プログレス監査法人

大阪市中央区

指定社員	公認会計士	柴 田	洋
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	井 川	雅 貴
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社海帆の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社海帆及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年 5 月 27 日

株式会社海帆

取締役会 御中

プログレス監査法人

大阪市中央区

指定社員	公認会計士	柴 田	洋
業務執行社員			
指定社員	公認会計士	井 川	雅 貴
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社海帆の2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規程を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表・連結損益計算書・連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても重大な指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人プログレス監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人プログレス監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2026年5月27日

株式会社海帆 監 査 等 委 員 会

監査等委員 手 塚 進 ⑩

監査等委員 青 木 伸 文 ⑩

監査等委員 阪 井 光 平 ⑩

(注) 監査等委員 青木伸文および阪井光平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

会計監査人が期待される役割を十分に発揮することができるよう、定款第42条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第6章 会計監査人 ＜新設＞	第6章 会計監査人 <u>（会計監査人の責任免除）</u> 第42条 <u>当社は、会計監査人（会計監査人であった者も含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u>

現行定款	変更案
第42条～第45条（省略）	<u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が定める額を限度として負担する契約を締結 することができる。</u> 第43条～第46条（現行どおり）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	よしかわ もとひろ 吉川 元宏 (1977年6月17日)	2003年4月 株式会社クリスタル入社 2009年8月 株式会社ベガス・エレクトラ代表取締役就任（現任） 2014年9月 株式会社コスモアールエス 代表取締役就任（現任） 2020年4月 株式会社ベガサス 代表取締役就任（現任） 2021年4月 五洋インテックス株式会社 代表取締役社長就任 2022年3月 当社取締役就任 2022年7月 当社代表取締役副社長就任 2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 取締役就任（現任） 2022年8月 当社代表取締役社長就任 2024年1月 当社取締役就任（現任） 2024年6月 当社子会社 株式会社Sea Sail United 代表取締役就任（現任） 2024年9月 株式会社Birdman 代表取締役就任（現任）	10,000,000株
	【取締役候補者とした理由】 吉川元宏氏を取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しているとともに、再生可能エネルギー事業に関しても豊富な経験及び知見を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたることを期待したためであります。		

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	もりた なおき 守田 直貴 (1984年9月20日)	2013年6月 株式会社リアライズ代表取締役 (現任) 2020年4月 株式会社e-waves 取締役 2022年3月 当社取締役就任 2022年7月 当社子会社 株式会社SSS 取締役 就任(現任) 2023年1月 当社子会社 株式会社Sea Sail United 取締役就任(現任) 2024年1月 当社代表取締役社長就任(現任)	一株
【取締役候補者とした理由】 守田直貴氏を取締役候補者とした理由は、同氏はプロモーション事業、広告事業及びイーマーケティング事業について豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行にあたっていただくことを期待したためであります。			

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株 式 数
3	う え だ ま ゆ み 上田 真由美 (1972年12月10日)	1993年4月 株式会社新生HD 入社 2005年11月 F.K. ロジ株式会社 入社 2007年5月 Pan-Asian Investment Fund 2014年4月 株式会社カムズワーク 入社 2021年4月 BDJ GLC PTE. LTD 入社 (現任) 2024年6月 当社社外取締役就任 (現任)	63,900株
【社外取締役候補者とした理由及び期待する役割の概要】 上田真由美氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は金融事業について、特にファイナンス業務における豊富な知見をと経験を有しており、当該知見を活かして専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上田真由美氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、上田真由美氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。上田真由美氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。各候補者が選任された場合、当該保険の被保険者となります。

第3号議案 会計監査人選任の件

2025年12月24日開催の監査等委員会において一時会計監査人に選任した
プログレス監査法人につきまして、本総会終結をもって任期満了となります
ので、改めて監査等委員会の決定に基づき、会計監査人としての選任を
お願いするものであります。

監査等委員会がプログレス監査法人を会計監査人候補者とした理由は、
一時会計監査人としての職務遂行状況から、引き続き同監査法人が当社の
会計監査人として相当であり、会計監査人に必要とされる専門性、独立性
及び品質管理体制を有していると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次の通りであります。

(2026年3月31日現在)

名 称	プログレス監査法人		
事務所	主たる事務所	東京都豊島区西池袋1-9-11	
所在地		カーサ池袋209号	
	従たる事務所	大阪府大阪市中央区北浜一丁目1番	
		14号北浜1丁目平和ビル8階	
沿 革	2024年12月	プログレス監査法人設立	
概 要	出資金	5百万円	
	構成人員	代表社員	2名
		社員	4名
		公認会計士	4名
		その他	3名
		合計	13名
	関与会社	4社	

(注) 当社とプログレス監査法人は、会社法第427条第1項の定めに基づ
き責任限定契約を締結する予定です。当該契約の内容の概要は、会計監査
人の会社法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務を行うにつ
き善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する
最低責任限度額をもって、会計監査人に対する損害賠償責任の限度として
います。

以 上

株主総会会場のご案内

名古屋市中村区名駅四丁目 4 番38号

- ◆会場 ウィンクあいち（愛知県産業労働センター）
大会議室902

◆J R 名古屋駅桜通口から、ミッドランドスクエア方面 徒歩 5 分

◆ユニモール地下街 5 番出口 徒歩 2 分

